

# Weekly Report

第302号  
平成27年3月2日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## マイナンバーに関する基礎Q & A

### Q. マイナンバー、法人番号とは？

A. マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての方に12桁の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で利用するものです。この番号は原則、生涯同じ番号を使い続けることとなります。

また、法人等に対しては、13桁の法人番号が付され、税分野の手続きで利用することとなります(1法人に対して1番号のみ)。

### Q. いつから利用が始まる？

A. マイナンバーは、27年10月以降に市区町村から「通知カード」で通知される予定となっており、28年1月から利用が始まります(例えば、所得税の確定申告の場合、28年分からマイナンバーを記載)。

法人番号についても、27年10月以降に国税庁長官から書面で通知される予定となっており、28年1月から利用します(例えば、法人税の申告の場合、28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載)。

### Q. マイナンバーが必要となるのは、どんな場面？

A. 年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・

児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められることとなります。

### Q. 民間事業者もマイナンバーを取り扱う？

A. 税や社会保険の手続きにおいて、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載した上で、行政機関などに提出する必要があります。

また、証券会社や保険会社が作成する支払調書、原稿料の支払調書などにも記載が必要となります。

## 特定空家に対する固定資産税等の措置

空家の総数は、総務省の調査によると820万戸(賃貸用又は売却用の住宅、別荘等の二次的住宅を除くと318万戸)に上っており、適切な管理が行われていない空家によって防災、衛生、景観等の問題が生じているため、生活環境の保全や空家の活用の推進を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」が一部を除き施行されました。

放置対策としては、同法に基づく必要な措置の勧告が行われた特定空家等(倒壊の危険や衛生上有害となるなど不適切な状態)に係る敷地について、27年度税制改正により固定資産税等の住宅用地特例(居住用家屋が建っている敷地に対する軽減措置)の対象から除外されることとなります。

## ★★★3月のチェックポイント★★★

※所得税・贈与税の申告・納税は3月16日(月)、個人事業者の消費税の申告・納税は3月31日(火)まで。振替納税の方は所得税が4月20日(月)、個人消費税は4月23日(木)が振替日。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長などの手続を。

※法定保存義務があるものを除き、長期間死蔵している文書類を分類・廃棄し事務所内の整理を。

※年度末は売掛金回収の好機、残高等の確認作業を行い、完全回収に取り組みます。